

福岡県内でリサイクル施設を整備し、事業を行う方へ

—— 平成27年度福岡県リサイクル施設整備費補助金のご案内 ——

福岡県では、産業廃棄物の減量化や資源の有効利用を図るため、産業廃棄物のリサイクル施設の整備に要する経費の一部に対し、補助金を交付します。

◆ 補助を利用できる方

(主な要件)

- ① 県内の事業者で、県内で新たに施設を整備（新設又は改造）し、リサイクル事業を行おうとする方
- ② 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しない方
- ③ 県税の滞納等がない方
- ④ 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがある方
(他の要件、詳細はお問い合わせ下さい。)

◆ 補助の要件

(主な要件)

- ① 施設の中核的技術やリサイクルシステム等において先導性を有し、他のモデルとなること
〔例〕：従来の技術ではリサイクルが困難であった廃棄物のリサイクル、リサイクル製品の新規用途開拓など
- ② 産業廃棄物のリサイクル、減量化効果が高く、県内への波及効果が見込めるもの
- ③ 焼却施設等廃棄物の処理、処分を主たる目的とするものでないこと
- ④ 施設整備完了後、速やかに事業化できるものであること
(他の要件、詳細はお問い合わせ下さい。)

◆ 補助の内容

補助率

補助対象経費の1/3以内 (3,000万円を限度)

補助対象経費

①本工事費 ②付帯工事費 ③機械器具費など

その他

- ・補助事業は、補助金の交付決定後に着手し、平成28年3月31日までに完了することが必要です。
- ・補助金の支払いは、補助事業終了後、原則として精算払いとなります。
- ・採択件数 2件程度

◆ 事業計画書の受付期間

平成27年5月11日(月)から5月22日(金)まで(9:00~17:00) <直接持参>

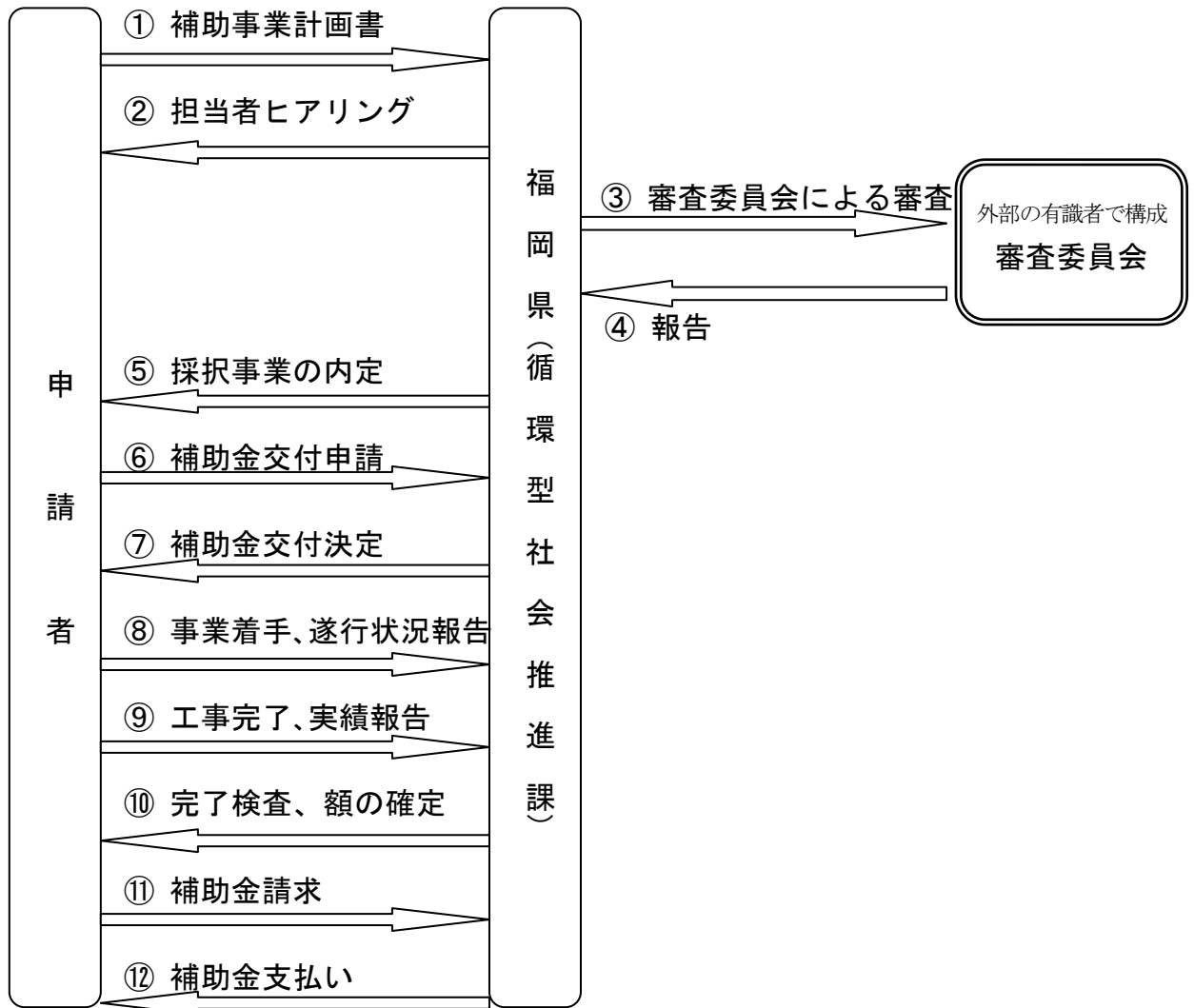
※ 申請前日までに受付日時の予約をお願いします。

◆ 申請の手続き

補助事業計画書に必要書類を添えて提出していただきます。

※ 廃棄物の種類、施設の規模によって、廃棄物処理法上の許可が必要となる場合がありますので、必ず事前に関係の廃棄物担当部局と協議した上で計画書を提出してください。

※ 計画書の様式は県のホームページからダウンロードできます。



* 詳細は県ホームページに掲載しています。

◆ 問い合わせ先 ◆

福岡県環境部循環型社会推進課リサイクル係

TEL(092)-643-3372 Fax(092)-643-3377

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

E-mail: recycle@pref.fukuoka.lg.jp